

**沖縄県流域下水道
管理・更新一体マネジメント事業（西原処理区）**

実施方針（案）

令和8年 6月

沖縄県下水道事務所

目 次

1.	事業の内容に関する事項	1
1-1	事業名称	1
1-2	事業の対象となる施設	1
1-3	事業場所	1
1-4	事業の目的	1
1-5	事業方式	1
1-6	事業期間	1
1-7	事業の範囲	2
1-8	事業費	3
1-9	プロフィットシェア	3
2.	民間事業者の募集及び選定に関する事項	4
2-1	募集及び選定方法	4
2-2	募集及び選定スケジュール	4
2-3	応募者の参加資格等	4
2-4	審査及び選定手続き	6
2-5	優先交渉権者選定後の手続き	7
3.	民間事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	9
3-1	リスク分担の基本的な考え方	9
3-2	事業者の責任の履行に関する事項	9
3-3	県による実施状況のモニタリング	9
3-4	保険	9
4.	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	10
4-1	疑義が生じた場合の措置	10
4-2	管轄裁判所の指定	10
5.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	11
5-1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	11
6.	その他本事業の実施に関して必要な事項	13
6-1	+実施に関して使用する言語及び通貨	13
6-2	応募に伴う費用負担	13
6-3	現地見学会	13
6-4	情報公開及び情報提供等	13
6-5	連絡先	14
	【別紙1】事業スキーム図(案)	15
	【別紙2】リスク分担(案)	16
	【別紙3】現地見学会申込書	18
	【別紙4】実施方針(案)に関する質問票	19
	【別紙5】要求水準書(案)に関する質問票	20

1. 事業の内容に関する事項

1-1 事業名称

沖縄県流域下水道 管理・更新一体マネジメント事業（西原処理区）

1-2 事業の対象となる施設

処理場：西原浄化センター

ポンプ場：佐敷中継ポンプ場、中城中継ポンプ場

幹線管路：佐敷幹線（L=11.19km、マンホール箇所 115 箇所）

中城幹線（L=6.96km、マンホール箇所 103 箇所）

新中城幹線（L=7.64km、マンホール箇所 135 箇所）

マリントウン幹線（L=1.93km、マンホール箇所 27 箇所）

放流管（L=0.13 km、マンホール箇所 7 箇所）

1-3 事業場所

沖縄県西原町字小那覇 8 7 5 - 1 0 外

1-4 事業の目的

沖縄県では、中城湾の水質保全を図りつつ、都市の健全な発展とより快適な生活環境を確保する目的で、中城湾南部に面する中城村、西原町、与那原町、南城市（旧佐敷町）の4市町村を処理区（西原処理区）として、平成8年度から中城湾南部流域下水道事業に着手し、平成14年4月から標準活性汚泥法により西原浄化センターを供用開始している。

本事業は、西原処理区内複数の流域関連公共下水道の汚水を受けて排除・処理するとともに、流域下水道施設の更新・維持管理を一体的に行うものであり、公衆衛生の改善、中城湾の水質保全を遵守しつつ、民間事業者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした更なる業務の効率化やコスト縮減を目的とする。更に電力の削減や発生汚泥の減量化等、省エネルギー化やリサイクル社会への貢献等の実現、将来にわたっての持続可能な下水道経営の確立も目指すものである。

1-5 事業方式

更新実施型の管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）により実施するものであり、事業期間中にわたる施設の維持管理・更新等の一式を行う。

1-6 事業期間

本事業の事業期間は、事業が開始された日（以下「本事業開始日」という）から10年間とし、次表の期間を予定している。ただし、基本協定締結日の翌日から事業開始までの業務準備期間は、受託者が業務の実施に向けた準備を行うとともに、現在の包括的民間委託の受託企業から業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

現時点において、本事業開始日は令和10年4月1日を予定している。

表1 予定事業期間

期 日	内 容
令和9年11月	基本協定締結
令和9年12月～令和10年3月	現包括受託企業からの引継ぎ
令和9年10月～令和10年3月	事業契約締結（準備が整い次第）
令和10年4月1日	事業開始日
(事業終了日まで)	
令和20年3月31日	事業終了日

1-7 事業の範囲

本事業の範囲は、本事業に係る統括管理業務、対象施設の維持管理に関する業務、計画策定支援業務、及び改築に関する業務を対象とする。各業務の内容、要求水準の詳細は、別途公表する要求水準書（案）において示す。

(1) 統括管理業務

- ・統括マネジメント業務
- ・情報管理業務
- ・セルフモニタリング業務

(2) 維持管理に関する業務

- ・運転操作監視業務
- ・保守点検業務
- ・管路調査業務
- ・修繕業務
- ・水質等試験業務
- ・物品調達管理業務
- ・廃棄物処理業務
- ・環境整備業務
- ・文書及びデータ管理業務
- ・その他業務

(3) 計画策定支援業務

- ・中城湾南部流域下水道全体計画策定支援業務
- ・中城湾南部流域下水道事業計画策定支援業務
- ・下水道総合地震対策計画策定支援業務
- ・BCP計画策定支援業務

(4) 改築に関する業務

- ・改築計画策定支援業務
- ・改築工事・小規模工事設計業務
- ・改築工事・小規模工事

1-8 事業費

県は、本事業の実施に要する費用を事業者に支払う。その費用の詳細は、県と選定事業者との協議の上、事業契約に定めるものとする。

1-9 プロフィットシェア

本事業は、事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案促進を図るため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。事業期間中において、事業者からの新技術等の導入提案により維持管理費等に関する費用縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし、費用縮減分をシェアする。コスト縮減分のシェア額やシェアの手法については、県と事業者が協議し、双方が合意の上、事業契約に定める。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2-1 募集及び選定方法

県は、本事業への参加を希望する事業者を広く募集し、事業の透明性及び公平性に配慮した上で事業者を選定する。事業者の募集及び選定方法は、公募型プロポーザル方式により行う。

なお、本事業のうち、維持管理に関する業務は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業であるが、本事業の特性を最も理解している選定事業者と交渉を行った上で、事業費を確定する必要があることから、プロポーザル方式を採用する。

2-2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、概ね以下のとおりである。

表2 募集及び選定スケジュール（予定）

時期	内容
令和8年 6月30日	実施方針（案）及び要求水準書（案）の公表
令和8年 7月13～17日	現地見学会
令和8年 7月24日	質問受付
令和8年 8月上旬	質問への回答
令和9年 1月下旬	募集要項等の公表
令和9年 2月中旬	現地見学会
令和9年 2月下旬	質問受付
令和9年 3月中旬	質問回答
令和9年 3月下旬	参加資格申請受付
令和9年 4月中旬	参加資格確認結果
令和9年 5月中旬	現地調査
令和9年 6月下旬	競争的対話
令和9年 8月下旬	提案審査書類受付
令和9年 9月中旬	プレゼン実施
令和9年 10月中旬	優先交渉権者決定
令和9年 11月下旬	基本協定締結
令和9年 12月上旬～令和10年3月31日	引継ぎ
令和10年 4月1日	事業開始

2-3 応募者の参加資格等

応募者の構成、参加資格等の要件は、以下に示すとおりとする。なお、別紙1に本事業における事業スキーム図（案）に示す。

(1) 参加資格の確認

- ア 本事業の応募者は、参加資格の要件を全て満たすこと。なお、参加資格要件は変更となる可能性がある。詳細については、後日公表する募集要項等で示す。
- イ 県は、応募者の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。
- ウ 参加資格確認申請書の提出後、応募者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、県に速やかに通知しなければならない。

(2) 応募者の構成

- ア 本事業への応募者は、単体企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業で構成される参加形態（以下、「応募グループ」という）とする。応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることができるものとする。
- イ 応募グループで参加する場合、構成企業の中から応募グループの代表企業を定め、代表企業が参加資格の申請及び応募手続きを行うこと。また、参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務について明らかにすること。
- ウ 応募者が優先交渉権者に選定された場合、応募企業又は応募グループは、本事業を実施するSPCを設立するものとする。
- エ 応募企業又は構成企業は、SPCに出資して本議決権株式会社（事業契約書（案）に定める本議決権株式をいう。）の全ての割当てを受けるものとする。なお、応募グループの場合は代表企業の議決権比率が唯一最大とならなければならない。
- オ 応募グループの代表企業の変更は認めない。
- カ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出後、構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると県が認めた場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更を認めるものとする。
- キ 応募グループの構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。

(3) 参加資格

ア 共通の参加資格

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続の開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (ウ) 資格審査書類の提出期限日から優先交渉権者選定時までの期間に、「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要

領」又は「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (オ) 検討委員会の委員との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。
- (カ) 県が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した「株式会社 日水コン」及び本事業に関して県へ助言を行った「三浦法律事務所」と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

イ 応募企業又は応募グループの構成員に求める参加資格

応募企業又は応募グループの構成企業のうちの1者は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 下水道事業の終末処理場における水処理施設（処理方式：標準活性汚泥法）の運転管理業務を、元請として行った実績を有する者であること。
- (イ) 終末処理場における機械設備工事又は電気設備工事（ともに補修工事、修繕工事等の部分的な工事は除く）を元請として施工した実績（完成引渡しをしたものに限る）を有する者であること。
- (ウ) 下水道施設（管路施設又はポンプ場・終末処理場）のストックマネジメント実施方針策定業務の受託実績を有する者であること。

2-4 審査及び選定手続き

(1) 検討委員会の設置

県では、優先交渉権者の選定にあたり、「西原処理区に係る包括的民間委託（ウォーターPPP）検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置している。

検討委員会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価を行う。検討委員会の委員は、以下のとおりである。ここで、検討委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、提案評価の公平性を損なう行為をした者は失格とする。

表3 検討委員会メンバー

委員	所属及び役職	氏名	備考
委員長	琉球大学 名誉教授	堤 純一郎	学識経験者
委員	中央大学研究開発機構 機構教授	加藤 裕之	学識経験者
委員	日本公認会計士会沖縄会 公認会計士	仲尾 国弘	外部有識者
委員	沖縄振興開発金融公庫 課長	宮城 創	外部有識者
委員	沖縄県宜野湾市上下水道局 局長	島袋 清松	行政職員

(2) 現地見学会の実施

県は、希望する者に対し、現地視察の機会を設ける。

(3) 参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

詳細については、募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(4) 競争的対話の実施

県は、参加資格審査終了後、参加資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行う。県は、競争的対話の結果を踏まえ、事業契約書（案）、要求水準書（案）等の調整を行う。競争的対話の結果は、期間終了後に公表する。なお、競争的対話によって、応募者を絞り込むことはしない。

(5) 提案書類の提出等

参加資格が認められた者は、提案書類を提出する。提案に必要な書類などの詳細については、募集要項等に示す。

なお、応募者より提出された書類は返却しない。また、提出書類は、審査及び評価として使用する以外は、無断で使用しない。

(6) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。県は、検討委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(7) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者に文書で通知する。また、結果は県のホームページで公表する。

2-5 優先交渉権者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

県は、審査により決定した優先交渉権者と基本協定を締結する。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、県は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

(2) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPCを設立するものとする。なお、本事業期間中は、SPCの本社所在地を県外に移転させないものとする。また、SPCは株式会社とし、発行する普通

株式は、譲渡の承認には、SPCの承認機関に加えて県の承諾を必要とする。

(3) 優先交渉権者による事業準備行為

優先交渉権者は、SPCの設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎや現地調査等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために県と協議を行う。

(4) 事業契約の締結

県と事業者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、県は、競争的対話に基づいて調整された事業契約書（案）の内容について、優先交渉権者の決定前に確定することができなかつたもの及び軽微なもの以外は変更しない。

(5) 事業の開始

事業者は、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

3-1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則としてリスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。現時点で想定しているリスク分担表を別紙2に示す。なお、県及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。

3-2 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、事業契約に従い、誠意を持って責任を履行する。詳細については募集要項等を示す。

3-3 県による実施状況のモニタリング

(1) モニタリング方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、県によるモニタリングを行う予定である。なお、詳細については、モニタリング基本計画書（案）に示す。

(2) 事業者に対するインセンティブ

事業者の創意工夫、効率的な管理によって生じる経費節減による縮減分については、原則として事業者に帰属させる予定である。また、プロフィットシェアの仕組みを導入する。

(3) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、県は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と県が判断する場合、県は事業者に代わり、本事業等を実施することもある。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

3-4 保険

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要な応じて加入すること。なお、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認めるものとする。

4. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

4-1 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、県と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

4-2 管轄裁判所の指定

事業契約に関連して発生したすべての紛争については、那覇地方裁判所を県と事業者の合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

5-1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、事業契約の定めるところにより、県又は県の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。

解除又は終了に関して、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両方で協議する。本事業のうち、一部の事業について事業契約の解除が生じた場合、県は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、県の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については事業契約書（案）に示す。

(1) 事業者の事由による解除

ア 解除事由

(ア) 事業者が事業契約上の義務に違反する等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、県は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、事業契約を解除することができる。

(イ) 財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、県は、事業契約を解除することができる。

イ 解除措置

(ア) 事業者は、県に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、県の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 県の事由による解除又は終了

ア 解除又は終了事由

(ア) 県は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。

(イ) 事業者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

イ 解除又は終了措置

(ア) 県は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は県の支払額からこれを控除する。

(3) 不可抗力による解除又は終了

ア 解除又は終了事由

(ア) 不可抗力により対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。

(イ) 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は事業契約を解除する。

イ 解除又は終了措置

(ア) 不可抗力により事業契約を解除する場合、当該不可抗力により県及び事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

6. その他本事業の実施に関して必要な事項

6-1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

6-2 応募に伴う費用負担

事業への応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

6-3 現地見学会

- ・ 現地見学の期間は、令和8年7月13日（月）から7月17日（金）までの期間の10:00～12:00、13:00～16:00の間とする。
- ・ 現地見学会への参加を希望する者は、別紙3の申込書様式に参加希望日、見学希望場所等を記入の上、提出期限までに「6-5 連絡先」に示すメールアドレスへ電子メール（添付ファイル形式）により送るものとする。電子メール以外の受付は行わない。なお、県が現地見学会申込書を受信したときは、申込書の各提出者に対して、電子メールにより受信確認通知を行う。県からの受信確認通知が無い場合は、連絡先へ電話により確認をすること。
- ・ 申込書の提出に際して、電子メールの件名は「【申込】沖縄県流域下水道 管理・更新一体マネジメント事業（西原処理区）に関する現地見学会申込（企業名）」とすること。
- ・ 提出期限は令和8年7月9日（木曜日）午後5時までとする。
- ・ 現地見学会の日程については、申込書の各提出者に対して電子メールにより通知する。

6-4 情報公開及び情報提供等

- ・ 本事業に関する情報公開及び情報提供は、沖縄県下水道事務所ホームページ等を通じて適宜行う。
- ・ 「実施方針（案）」及び同時に公表する「要求水準書（案）」に関して質問がある場合には、別紙4及び別紙5の質問書様式に記入し、提出期限までに「6-5 連絡先」に示すメールアドレスへ電子メール（添付ファイル形式）により送るものとする。電子メール以外の受付は行わない。なお、県が質問書を受信したときは、質問書の各提出者に対して、電子メールにより受信確認通知を行う。県からの受信確認通知が無い場合は、連絡先へ電話により確認をすること。
- ・ 質問書の提出に際して、電子メールの件名は「【質問】沖縄県流域下水道 管理・更新一体マネジメント事業（西原処理区）に関する質問（企業名）」とすること。
- ・ 提出期限は令和8年7月24日（金曜日）午後5時までとする。
- ・ 提出された質問書のうち、県において確認が必要と判断したものについて、県は質問書を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。
- ・ 質問及び回答は原則として公表する。ただし、質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質問等について個別回答を希望する場合は、提出期限前までに別途相談すること。

6-5 連絡先

実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する連絡先は、以下のとおりとする。

沖縄県下水道事務所 流域マネジメント班

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-12-1

電話 098-898-5988

電子メール：xx069205@pref.okinawa.lg.jp（下水道事務所代表アドレス）

【別紙1】事業スキーム図（案）

本事業における事業スキーム図（案）は次図のとおりであり、応募者の構成（応募企業、応募グループ）と県との関わり方は、以下を想定する。

- ・県は、優先交渉権者を選定後、応募企業又は応募グループと基本協定を締結する。
その後、応募企業又は応募グループが組成するSPCと事業契約を締結する。
- ・応募グループの場合、「2-3 応募者の参加資格等」の「(3) 参加資格」の「イ 応募企業又は応募グループの構成員に求める参加資格」を有する企業から構成されるグループとし、応募企業の場合は1社で全ての資格を有するものとする。
- ・本事業の範囲のうち、「統括管理業務」はSPCが実施するものとし、「維持管理に関する業務」、「計画策定支援業務」、「改築に関する業務」は、SPC又は構成企業若しくは地元企業が行うものとする。

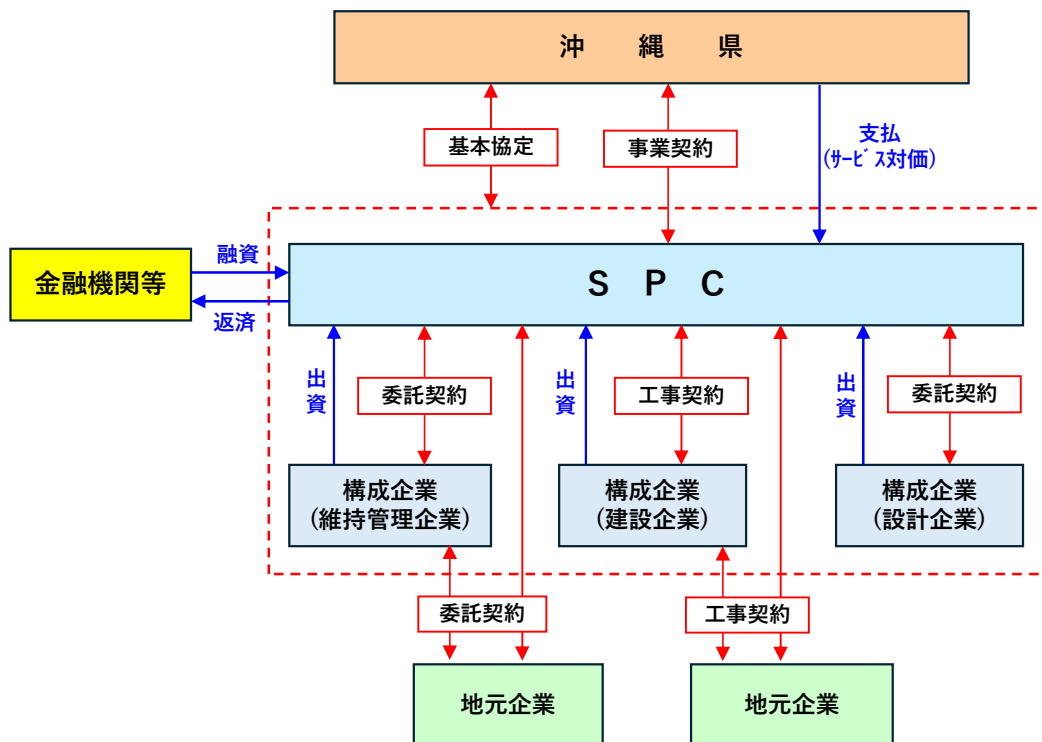


図1 事業スキーム図（案）[応募グループの例]

【別紙2】リスク分担（案）

段階・区分		リスクの種類	No.	リスクの内容	沖縄県	事業者
共通	制度変更	法令等の変更	1	本事業に直接関係する法令等の新設・変更	○	
			2	上記以外（広く一般に適用されるもの）		○
		税制変更	3	本事業に関する新税の成立、税制変更（法人の利益にかかる税を除く）	○	
			4	法人の利益にかかる税の変更		○
		許認可	5	県が取得すべき許認可・届出	○	
			6	事業者が取得すべき許認可・届出		○
	社会リスク	住民対応	7	本事業の実施等に関する住民対応	○	
			8	上記以外の事業者が実施する業務に関する住民対応		○
		環境保全	9	事業者が実施する業務に関する環境問題（放流先での環境悪化、振動・騒音・臭気等）		○
			10	上記以外のもの（要求水準、法令等に従って事業を実施しても生じる場合）	○	
		第三者賠償	11	県の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
			12	事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○
	安全確保	13	事業者が実施する業務に係る安全の確保		○	
	経済リスク	物価変動※1	14	物価変動による費用増（一定の範囲内）		○
			15	物価変動による費用増（一定の範囲を超えるもの）	○	
		資金調達	16	事業者が調査する業務実施に必要な資金		○
			17	県が調達する資金	○	
	事業悪化	構成企業	18	構成企業の能力不足等による事業悪化		○
		債務不履行	19	県の帰責事由による事業の変更・中断・中止	○	
			20	県の帰責事由による支払の遅延	○	
	21	事業者の帰責事由による事業の変更・中断・中止		○		
	その他	不可抗力※2	22	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものにより生じる費用増加または損害、事業の変更・中断・中止など	○	○
			23	国や県の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○	
契約締結前	契約前	契約	24	県の事由による契約締結の遅延・中止	○	
			25	事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○
設計	設計	26	県が提示した事業条件の不備、変更等による遅延や費用増	○		
		27	事業者の提案内容、実施した設計の不備等による遅延、費用増		○	
	用地	28	要求水準等に記載のない土壌汚染、地下埋設物に関すること	○		
		29	県が実施した測量・調査に関すること	○		
測量・調査	30	事業者が実施した測量・調査に関すること		○		
	建設	施工	31	県の指示や変更等による遅延、費用増	○	
32			事業者の事由による遅延、費用増		○	
契約不適合		33	事業開始後に事業者が整備した施設の契約不適合		○	
国の交付金の不足等※3		34	国庫補助金等の要望額に対して、国からの交付額が不足し、事業に影響を及ぼす場合	○	(○)	

段階・区分		リスクの種類	No.	リスクの内容	沖縄県	事業者
維持管理	事業開始遅延		35	県の帰責事由による事業開始の遅延	○	
			36	事業者の帰責事由による事業開始の遅延		○
	水量の変動		37	流入水量の増減に伴う費用の増減（要求水準書で設定した範囲内）		○
			38	上記以外	○	
	水質の変動		39	流入基準を超過した流入水質に伴う費用の増加（要求水準書で設定した範囲内）		○
			40	上記以外	○	
	施設の瑕疵※4		41	一定期間内の突発修繕費の増加や工事工事費の増加等	○	
			42	一定期間後の突発修繕費の増加や工事工事費の増加等		○
	施設損傷		43	不可抗力によるもの	○	
			44	県側の業務や工事に起因するもの	○	
			45	上記以外のもの		○
	発生汚泥		46	流入水量及び水質の変動が想定範囲内において、汚泥量、汚泥性状の変化に伴う処分費用の増加		○
			47	想定範囲外の流入水量・水質等に伴い発生する汚泥処分費の増加	○	
	汚泥処理※5		48	汚泥の受入先又は受入条件の変更による汚泥処分費用の増加	○	○
	電力供給		49	電力の供給停止、供給能力低下時であって、自家発により通常対応可能と考えられる場合		○
			50	電力の供給停止、供給能力低下時であって、自家発で対応不可能な場合	○	
	道路陥没（流域幹線が起因）		51	事業者の要因に基づくもの		○
			52	上記以外（過年度の調査結果の不備等）	○	
	技術革新		53	事業者が採用した技術での追加費用		○
			54	県の指示等による採用技術での追加費用	○	
要求水準未達		55	維持管理業務の内容が要求水準書に定める水準に達しない場合		○	
業務内容の変更		56	県の指示による維持管理業務の変更	○		
維持管理運営費の変動		57	県の事由による事業内容の変更等に起因する費用増加	○		
		58	事業費の事由による事業内容の変更等に起因する費用増加		○	
事業終了	終了手続	事業終了時の手続	59	事業終了手続に伴う諸費用	○	
		事業終了時の施設状態	60	事業終了後の施設状態の要求水準の未達		○

※1 物価変動における「一定の範囲」については募集要項等において提示する。

※2 詳細については募集要項等において提示する。

※3 県と事業者は、協議の上、改築・更新工事計画の見直しを行う。

※4 一定の期間については、県と事業者との協議により決定する。

※5 予測困難な事業環境の変化が生じた場合には、県と事業者との協議により決定する。

【別紙3】現地見学会申込書

令和 年 月 日

現地見学会申込書

「沖縄県流域下水道 管理・更新一体マネジメント事業（西原処理区）」に関する現地見学会について、次のとおり、参加を申し込みます。

提出者名（企業名）		
所在地		
参加者 ※1社につき3名まで	① ② ③	
見学希望場所		
希望日 ※次の日程から指定 令和8年7月13～17日の 午前（10:00～12:00） 午後（13:00～16:00）	第1希望	月 日 午前・午後 : ~ :
	第2希望	月 日 午前・午後 : ~ :
	第3希望	月 日 午前・午後 : ~ :
担当者連絡先	担当者名： 所属： 電話： E-Mailアドレス：	
摘要		

※記入上の注意

- ・必ず、本様式を用いて、MS-Excel(Windows版)のファイル形式で提出してください。

【別紙4】実施方針(案)に関する質問票

令和 年 月 日

実施方針(案)に関する質問書

「沖縄県流域下水道 管理・更新一体マネジメント事業（西原処理区）」に関する実施方針(案)について、次のとおり質問がありますので提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

質問数合計	問
-------	---

質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容
例	5	2	3	(3)	ア	共通の参加資格	(5頁「2-3 応募者の参加資格等」の「(3) 参加資格」の「ア 共通の参加資格」について質問がある場合の記入例
1							
2							
3							
4							
5							

※記入上の注意

- ・必ず、本様式を用いて、MS-Excel(Windows版)のファイル形式で提出してください。
- ・質問数に応じて、行を追加してください。
- ・質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質疑等については、個別に回答するため、質疑等の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載してください。ただし、質疑等が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、質問者に内容を確認し、了承を得たうえで質疑等と回答を公表します。

【別紙5】要求水準書(案)に関する質問票

令和 年 月 日

要求水準書(案)に関する質問書

「沖縄県流域下水道 管理・更新一体マネジメント事業（西原処理区）」に関する要求水準書（案）について、次のとおり質問がありますので提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

質問数合計	問
-------	---

質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問の内容
例	5	3	2	4	(2)		(5頁「3-2-4」の(2)について質問がある場合の記入例（※項目名がない場合は、適宜記載）
1							
2							
3							
4							
5							

※記入上の注意

- ・必ず、本様式を用いて、MS-Excel(Windows版)のファイル形式で提出してください。
- ・質問数に応じて、行を追加してください。
- ・質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質疑等については、個別に回答するため、質疑等の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載してください。ただし、質疑等が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、質問者に内容を確認し、了承を得たうえで質疑等と回答を公表します。